

## 博士論文最終審査結果報告書

看護学研究科	学籍番号 氏名	166102 高橋 裕子
論文題目 『看護学の講義の授業設計ガイドライン』の開発に向けた初期的研究 －質的帰納的研究成果に基づくガイドラインの内容の成文化－		

### 審査委員

区分	職名	氏名
委員長	教授	巴山 玉蓮
委員	教授	高井 ゆかり
委員	教授	宮崎 有紀子

### 論文の要旨

本研究は、授業設計の充実に活用可能な『看護学の講義の授業設計ガイドライン』の開発を目指し、その初期的段階に位置づく研究として、試案となるガイドラインの内容を成文化することを目的とした研究である。本研究は群馬県立県民健康科学大学倫理委員会の承認および学長の許可を得て実施された。本論文は全8章から構成されている。

序章では研究の背景や問題意識と目的を述べている。

第1章では、1. 授業設計の概念規定、2. 授業設計ガイドラインの概念規定、3. 『看護学の講義の授業設計ガイドライン』の開発意義、4. 看護学の授業設計ガイドラインに関する文献および看護学の授業設計ガイドライン開発に関する研究、5. ガイドライン開発方法の5点を明らかにすることを目的として、文献検討の結果を示した。

第2章では、『看護学の講義の授業設計ガイドライン』に活用可能な研究成果の探索を行った。1つ目の視点は、「看護学教員が講義の授業設計の過程で行っている具体的な活動内容」であり、2つ目の視点は「看護学教員が講義の授業設計の過程で直面する困難とそれへの対処」である。国内外の文献を検討したが、いずれも看護学教員が授業設計の過程での具体的な活動内容及び授業設計の過程で直面する困難とそれへの対処の全容を明らかにした研究成果は産出されていないことを示した。

第3章では、第2章の結果を受けて、研究の枠組み4段階を示している。具体的には、第1段階では、『看護学の講義の授業設計ガイドライン』の内容となりうる研究成果の探索と検討を行う。第2段階では、研究1「看護学教員が講義の授業設計の過程で行っている具体的な活動内容」と研究2「看護学教員が講義の授業設計の過程で直面する困難とそれへの対処」の調査を実施し、『看護学の講義の授業設計ガイドライン』の内容となり得る研究成果を産出する。第3段階では第2段階の研究成果を受けて、研究1と研究2を統合することによる新たな研究

成果の産出を行う。第4段階では、第3段階の結果をもとに、『看護学の講義の授業設計ガイドライン』の試案の提示と成文化を行うという方向性を示した。

第4章では、「看護学教員が講義の授業設計の過程で行っている具体的な活動内容」について、13名を対象に質的研究手法により53の活動内容を明らかにした。また、研究2の「看護学教員が講義の授業設計の過程で直面する困難とそれへの対処」については、質問紙法を用いて、41の困難と47の対処を明らかにした（第2段階）。

第5章では、メタデータの分析手続きを参考に2件の研究を統合し、看護学の講義の授業設計についての17要素を導出した。それらの要素を「構想計画」「展開計画」「推進計画」に分類し「看護学の講義の授業設計」の全体構造を示した（第3段階）。

第6章では、17要素それぞれについて「授業設計を進めるためのヒント」と「困難と解決のためのヒント」を提案し、試案となる看護学の講義の授業設計ガイドラインの内容を成文化した（第4段階）。また、授業設計ガイドライン試案の洗練と有用性検証に向けた課題も述べている。

終章では、本研究成果のまとめを行った。

#### 論文審査の結果の要旨

論文審査では、研究方法の変更や講義の授業設計の全体構造が変化した理由、グラフ等の図表の示し方、研究の限界の記載など、予備審査から変更・修正された内容についての説明を求め、議論を行った。また、実施した各研究に考察が必要であることが確認された。

最終試験では、論文審査の結果を受けて、各段階の研究成果に文献を活用した考察を追記したことが明らかになった。考察を追記した結果、授業設計ガイドラインの全体構造図を見直す必要性が認められ、この見直しを通して、論文審査時の論文より、授業設計ガイドライン試案の内容がより洗練されたことが説明された。一方、各研究成果の限界と今後の課題の明確化、研究におけるガイドラインという用語の使い方の適否についての検討は、今後のさらなる課題となった。この他、研究の対象者や調査内容及び結果に関する質問に関しては的確に議論できた。

本研究は、新たな2つの研究の成果である。この授業設計ガイドライン試案は、授業設計経験の乏しい教員や授業設計に難渋している教員が、適切に意思決定を行いながら看護学の講義の授業設計を自律的に充実させていくための資料となりうる点が評価できた。

以上、最終審査での議論の結果も踏まえ、申請者は博士の学位を授与される十分な資格があると認められる。